

市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱

市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱（平成 28 年市原市告示第 161 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市原市補助金等交付規則（昭和 38 年市原市規則第 39 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第 2 条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (4) 窓の断熱改修
- (5) 電気自動車
- (6) プラグインハイブリッド自動車
- (7) V2H 充放電設備
- (8) 集合住宅用充電設備
- (9) 住民の合意形成のための資料

2 前項各号に掲げる住宅用設備等の設備に係る要件及び補助対象設備の補助に係る要件は別表第 1 のとおりとする。

（補助対象設備を導入する住宅）

第 3 条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表第 2 の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、別表第 3 の共通要件及び別表第 4 の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。ただし、市原市暴力団排除条例（平成 23 年市原市条例第 13 号）第 2 条に規定する

暴力団、暴力団員及び暴力団員等を除く。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した導入費等のうち別表第5に示すものとし、補助金の額は別表第6のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、導入費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては更に当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は、補助対象設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。）の種類ごとに、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては1棟に1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

(2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、過去に補助を受けた補助対象設備について、取得した日から起算して6年を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合

4 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者1人につき1回に限り交付する。

5 補助金は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了後（補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅を取得する場合にあっては、当該住宅の引渡しを受けた後）、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日（その日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日）までに、市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付申請書（別記第1号様式）に、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の額の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を導入した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金処分承認申請書（別記第6号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項で定める財産処分制限期間は別表第9のとおりとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その承認又は不承認について、市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金処分承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産の処分をした日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市住宅用設備等

脱炭素化促進補助金交付決定取消通知書（別記第 8 号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第 13 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

（現場確認）

第 14 条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため、必要に応じ補助対象設備の導入工事の状況を現場において確認するものとする。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止）

2 市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成 22 年市原市告示第 112 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 6 年 4 月 1 日からこの告示の施行の日前までに設置された、この告示による改正後の市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第 2 条に規定する補助対象設備に相当する設備については、新要綱第 2 条に規定する補助対象設備とみなして、新要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 2 項)

設備の種類	設備に係る要件	補助に係る要件
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの	左欄に掲げるもののうち、次の要件を満たすもの (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りであること。 (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。 (4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数

		値) が 10 キロワット未満であること。 。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの	左欄に掲げるもののうち、次の要件を満たすもの (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。 (2) 停電時自立運転機能を有するものであること。
定置用リチウムイオン蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池部 (リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの	左欄に掲げるもののうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修する (内窓の設置を含む。) もの	左欄に掲げるもののうち、次に掲げる要件を満たすもの (1) 国が令和 5 年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) 1 室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をするものであること。 ※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。

電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車 (道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。) で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。	左欄に掲げるもののうち、次に掲げる要件を満たすもの (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。) であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。	左欄に掲げるもののうち、次に掲げる要件を満たすもの (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。) であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

V 2 H 充電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電力を供給できる設備	左欄に掲げるもののうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために導入する次に掲げる設備。 (1) 急速充電設備（電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1 基当たりの定格出力が 1 0 k W 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。） (2) 普通充電設備（漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1 基当たりの定格出力が 1 0 k W 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。） (3) 蓄電池付急速充電設備（主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、1 基当たりの定格出力が 5 0 k W 以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。） (4) 充電用コンセント（電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 2 0 0 V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。） (5) 充電用コンセントスタンド（(4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。）	左欄に掲げるもののうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの

住民の合意形成のため の資料	マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）であること。	左欄に掲げる資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。
-------------------	---	--

別表第 2（第 3 条）

設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
太陽光発電システム	次の要件を全て満たすこと。 (1) 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 (2) 第 6 条に規定する申請書を提出する日までに次のいずれかの設備が導入されていること。この場合において、これらの設備は新設・既設を、これらの自動車は新規導入・導入済みを問わないものとする。 ア エネルギー管理システム（H E M S）（住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証を取得しているものをいう。） イ 定置用リチウムイオン蓄電システム ウ 電気自動車等及び V 2 H 充放電設備（電気自動車等の車検証の使用の本拠の位置が V 2 H 充放電設備を設置する住宅の住所と同一である場合に限る。） (3) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の要件のいずれかに該当すること。 (1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 (2) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 (3) 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 (4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
定置用リチウムイオン蓄電システム	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
窓の断熱改修	次の要件を全て満たすこと。 (1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 (2) 市への交付申請の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。 (3) 別表第6において、V2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への交付申請の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
V2H充放電設備	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
集合住宅用充電設備	次の要件を全て満たすこと。 (1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。 (2) 別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への交付申請の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。
住民の合意形成のための資料	マンション管理組合が管理する、既存のマンション等であること。

別表第 3（第 4 条）

設備の種類	補助対象者の要件
第 2 条第 1 項に掲げるすべての補助対象設備	(1) 市税を滞納していないこと。 (2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。） (3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア リース期間が第 10 条第 2 項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

別表第 4（第 4 条）

設備の種類	補助対象者の要件
太陽光発電システム、V 2 H 充放電設備	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への交付申請の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱（市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱（令和 5 年市原市告示第 90 号。以下「改正告示」という。））による改正前の市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱（平成 28 年市原市告示第 161 号）及び改正告示附則第 2 項の規定による廃止前の市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成 22 年市原市告示第 112 号）を含む。以下この表において同じ。）に基づく補助を受けていないこと。

家庭用燃料電池システム（エネファーム）、 定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への交付申請の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、取得した日から起算して6年を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。 (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金を重複して受けていないこと。
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合、次の要件を満たすこと。 (1) 市内に住所を有する個人であること。（市への交付申請の日までに住民登録をする場合を含む。） (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。
	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 補助対象設備を設置するマンション等において、この要綱に基づく補助を受けていないこと。
電気自動車、プラグインハイブリッド車	(1) 市内に住所を有する個人であること。（市への交付申請の日まで

ンハイブリッド自動車	に住民登録をする場合を含む。) (2) 補助対象設備を設置する住宅において、申請者がこの要綱に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置にあたって、国の補助金の交付決定通知を受けていること。 (3) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
住民の合意形成のための資料	(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

別表第5（第5条）

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配管工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。

電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成のための資料	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）

別表第 6（第 5 条）

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	設置する太陽電池の最大出力（小数点以下第 3 位を四捨五入）に 1 キロワットあたり 2 万円を乗じて得た額。ただし、9 万円を限度とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象経費の額。ただし、1 0 万円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額。ただし、7 万円を限度とする。
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、1 6 万円を限度とする。 補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、1 戸あたり 1 6 万円を限度とする。
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	補助対象経費の額。ただし、V 2 H 充放電設備を併設する場合は 3 0 万円、併設しない場合は 2 0 万円を限度とする。
V 2 H 充放電設備	補助対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額。ただし、5 0 万円を限度とする。
集合住宅用充電設備 急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速	(1) 住民のみ充電設備を利用可能な場合。 設備本体の購入費に係る国の補助金の補助金額に 3 分の 1 を乗じて得た額。ただし、設置する充電設備の基数（複数口の充電設備に

充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド)	あつては、その口数) あたり 5 0 万円を限度とする。
	(2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金の補助金額に 3 分の 2 を乗じて得た額。ただし、設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数) あたり 1 0 0 万円を限度とする。
住民の合意形成のための資料	補助対象経費の額。ただし、1 5 万円を限度とする。

注 各設備とも、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第 7 (第 6 条)

設備の種類	添付書類
第 2 条第 1 項に掲げるすべての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要 (別記第 2 号様式) (2) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、補助対象設備に関する貸与料金の算定根拠明細書 (別記第 3 号様式) (3) 補助対象設備の導入等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し (補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し) (4) 補助対象設備の導入費等の支払を証する書類・内訳書の写し (補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。) (5) 市に納付すべき税の納税証明書 (納付状況について市が確認することに同意する場合は省略可) (6) 補助事業を実施する者が個人の場合、住民票の写し (住民情報について市が確認することに同意する場合は省略可。) (7) 補助事業を実施する者が法人の場合、法人に係る登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) (8) その他市長が必要と認める書類

別表第 8 (第 6 条)

設備の種類	添付書類
太陽光発電システム	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 (カタログ又は仕様書

	等) の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備の設置図面 (5) 別表第2「太陽光発電システム」(1)に該当することを証する書類の写し (6) 別表第2「太陽光発電システム」(2)に該当することを証する書類の写し (7) 住宅用の低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであることが確認できる書類の写し
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 (カタログ又は仕様書等) の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備の設置図面
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 (カタログ又は仕様書等) の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備の設置図面 (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」(1)に該当することを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 (カタログ又は仕様書等) の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類 (又は窓の性能を証明する書類) の写し (4) 補助対象設備の設置図面 (平面図、立面図) (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」(1)に該当することを証する書類の写し (6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

	(7) 補助事業を実施する者が法人格を有しないマンション管理組合である場合、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し (8) 補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合、マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類をいう。以下同じ。）の写し
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） (3) 電気自動車等を購入する者が居住する住宅が別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に該当することを証する書類 (4) 自動車検査証記録事項の写し (5) 別表第6において、V2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備の設置図面 (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「V2H充放電設備」の(1)に該当することを証する書類
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

	(4) 補助対象設備の設置図面 (5) 補助事業を実施する者が法人格を有しないマンション管理組合である場合、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し (6) 補助事業を実施する者が個人である場合、申請者個人の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し (7) マンション等であることを証する書類の写し (8) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し (9) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し (10) (9)の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ） (11) 別表第6において、住民以外にも充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外にも充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
住民の合意形成のための資料	(1) 補助事業を実施する者が法人格を有しないマンション管理組合である場合、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し (2) マンション等であることを証する書類の写し (3) 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し (4) マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し

別表第9（第10条第2項）

設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	17年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年